

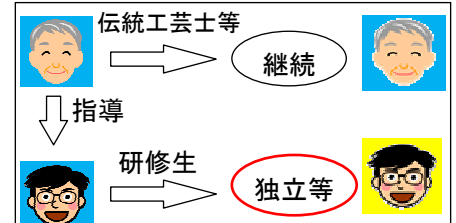
八女の伝統工芸等の技術継承を支援します！

【**研修者奨励金**】：日額 2 千円（月額上限 4 万円）× 最長 3 年
＝ 最大 144 万円

対象者と事業者に関する要件について、全て満たす必要があります。

〔対象者（研修者）の要件〕

- 概ね 40 歳未満で、市内に住所を有している者。
- 伝統工芸品等の技術・技法を習得するために、就業（または研修を受講）し始めてから 2 年未満の者
- 技術習得後も、引き続き市内で就業または開業する見込みがあるもの。
- 就業（研修）日数が月に 10 日以上であること。



〔事業者の要件〕

- 八女市内に事業所があり、伝統工芸品製造等の事業を営んでいること。
- 研修者に対して、伝統工芸士等※による指導が行われること。

※伝統的工芸品産業振興協議会が行う認定試験に合格した者、またはこれに準ずる伝統的技術・技法に熟練した者（伝統的工芸品の製造実務経験が 12 年以上であり、産地振興への貢献や後継者指導実績を有する等）

研修者奨励金受給者は、更に、家賃奨励金を受給することができます。

【**家賃奨励金**】：家賃の月額 2 分 1 以内（月額上限 3 万円）×
最長 3 年＝最大 108 万円

〔要件〕

- 研修者奨励金を受ける者であること。
- 研修を受けるために市外から市内に住所を移し、借家等を賃借する場合。
ただし、市内に研修者の親等が居住している場合や、公営住宅・社宅（寮）・短期賃貸住宅等の住宅については対象になりません。

研修者奨励金受給者に対する指導者は、指導者奨励金を受給できます。

【**指導者奨励金**】

指導料：日額 1 千円（月額上限 2 万円）× 最長 3 年＝最大 72 万円

材料費：月額上限 5 万円× 最長 3 年＝最大 180 万円

〔要件〕

- 指導の対象となる者が、研修者奨励金を受ける者であること。
- 指導日数が月 10 日以上であること。
- 材料を使用する前に、研修材料使用計画書を提出し、承認を受けること。

【事業所奨励金】：月額上限 6 万円 × 最長 3 年
＝最大 216 万円

次の事業者と従業員に関する項目について、全て満たす必要があります。

〔事業者の要件〕

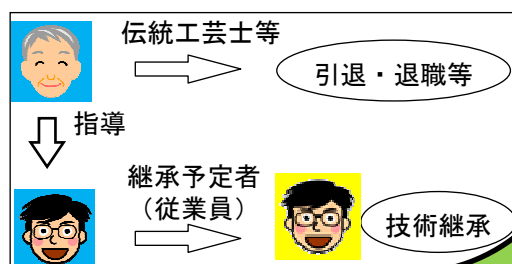
- 八女市内に事業所があり、伝統工芸品製造等の事業を営んでいること。
- 伝統工芸士等の技術・技法を継承させるため、正職員を新たに雇用すること。
- 雇用された従業員に対して正当な給与を支払っていること。

〔技術継承をする従業員の要件〕

- 伝統工芸士であること。または、伝統工芸士に準ずる伝統的技術・技法に熟練した者であること。
- 伝統工芸士等が、技術継承を受ける従業員に直接指導を行うこと。
(※1 人の伝統工芸士が指導できる従業員は 1 人までであり、複数の従業員を技術継承者として、複数回奨励金を受けることはできません。)

〔技術継承を受ける従業員の要件〕

- 概ね 40 歳未満の正規従業員であること。
- 伝統工芸品等の技術・技法を習得するために、就業してから 2 年未満の者であること。



【家業後継者奨励金】：月額上限 4 万円 × 最長 3 年
＝最大 144 万円

次の事業者と従業員に関する項目について、全て満たす必要があります。

〔事業者の要件〕

- 八女市内に事業所があり、伝統工芸品等の生産を家業としていること。
- 1 人親方の事業所であること

〔従業員の要件〕

- 上記事業者の家業を継承するために、伝統工芸等の生産に従事していること。
- 概ね 40 歳未満の正規従業員であること。
- 家業を継承するため、毎月、概ね 15 日以上その家業に従事すること。
- 家業後継者であることについて、伝統工芸関係組合等が認めた者であること。

〔制度に関する申請・お問い合わせ〕

八女市役所 企画部 商工振興課 商工振興係（電話：0943－24－9177）

住所：〒834－8585 八女市本町 647（保健センター地下 1 階）

ご利用にあたっては申請書、その他必要書類がございます。また、記載内容以外にも諸条件がありますので、まずは商工振興係にご相談ください。